

建設工事における暴力団等による不当介入対応マニュアル

1 趣 旨

本マニュアルは、市が発注する建設工事について、暴力団等による不当介入の情報を得た場合の連絡・報告の手順及び対応に関する事項を定め、公共工事への暴力団等による不当介入の排除を徹底する。

2 事務手順及び対応方法

- ① 請負業者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は毅然と拒否し、その旨を直ちに工事担当課へ報告するとともに、工事現場を所轄する警察署（以下「警察」という。）に届出を行う。
- ② 工事担当課に請負業者から不当介入の報告があったときは、原則として工事担当課長（不在の場合は工事担当次長。以下同じ。）が聴き取りを行い、別紙不当介入報告書（以下「報告書」という。）に聴取事項を記入する。
- ③ 工事担当課長は、直ちに聴取事項を工事担当部長、建設管理部長及び建設政策課契約担当課長（不在の場合は契約担当次長。以下同じ。）へ口頭で報告する。
- ④ 建設政策課契約担当課長は、警察に連絡し、請負業者からの聴き取りでは不明な事項、警察の決定事項、処理番号などを聴き、工事担当課長に連絡する。工事担当課長はこれを報告書に記入し、建設政策課の合議を経て、工事担当部長までの決裁を取る。
 - ※ 市の窓口責任者
建設管理部建設政策課契約担当課長(TEL 084-928-1076)
 - ※ 警察の窓口責任者
福山東警察署(TEL 084-927-0110) 刑事第二課長、不当介入排除専門官
福山西警察署(TEL 084-933-0110) 刑事課長、不当介入排除専門官
福山北警察署(TEL 084-962-0110) 刑事課長、不当介入排除専門官
- ⑤ 建設政策課契約担当課長は、今後の対応策及び派遣警察署員の確保等について、警察と協議し、工事担当課長と連携して必要に応じて現場において施工状況の調査及び請負業者の指導を行う。現場調査は暴力団等と対応するケースも想定されることから、極力、警察署員同行のもと複数の職員により実施する。
- ⑥ 建設管理部長は、工事担当部長と協議しながら警察、請負業者等と連携をとって組織的に対応する。
- ⑦ 警察と連携して、請負業者に適切な指導・支援を行う。
 - ・ 現場に赴き、警察と一緒に暴力団等と対応する。
 - ・ 不当要求か否か、施工が適正に行われているかなどの判断を行う。

3 注意事項

- ① 報告書は、対応する中で判明した事項、対応経過の記録並びに警察措置及び行政措置等の決定事項を追記する。

- ② 請負業者が工程調整を行ったにもかかわらず、工期の遅れが生じる場合は、警察との協議を踏まえ、適切に工期延長を行うこととする。
- ③ 建設管理部と警察では判断できない事案については、建設政策課契約担当課長を通じて県警本部等と協議する。
- ④ 建設政策課契約担当課長及び工事担当課長は、組織的に迅速・的確な対応を行うため、あらかじめ、休日、夜間等における連絡対応体制を定めておくとともに、日ごろから職員に周知徹底を図っておく。
- ⑤ 「不当介入」の判断について
 - ア 「暴力団等」は、不当介入を行うすべての者をいう。
 - イ 「不当介入」は、不当要求及び工事妨害をいう。
 - ウ 不当介入かどうかの判断は、まず請負業者が行う。建設政策課契約担当課長及び工事担当課長は、施工体制、施工計画、現場状況等を調査し、適正な施工であるかどうかを判断したうえで、警察と不当介入の判断について協議する。
なお、請負業者の施工体制等に不備が認められたときは直ちに改善を指示する。

4 総合調整

公共工事への不当介入排除制度に係る総合調整は、建設政策課契約担当課長において行う。

工事担当課長は公共工事の不当介入に係る対応の経過及び結果を建設政策課契約担当課長へ報告する。

附 則

この対応マニュアルは、2003年（平成15年）9月1日から実施する。

附 則

この対応マニュアルは、2004年（平成16年）4月1日から実施する。

附 則

この対応マニュアルは、2005年（平成17年）4月1日から実施する。

附 則

この対応マニュアルは、2008年（平成20年）4月1日から実施する。

附 則

この対応マニュアルは、2017年（平成29年）4月1日から実施する。

附 則

この対応マニュアルは、2018年（平成30年）4月1日から実施する。

附 則

この対応マニュアルは、2019年（平成31年）4月1日から実施する。

附 則

この対応マニュアルは、2024年（令和6年）4月1日から実施する。